

豊中市告示第73号

振動規制法に基づく道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分

地方自治法第252条の26の3第1項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成12年政令第517号）により、平成13年4月1日に豊中市が特例市に指定されることから、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の表の備考の1の規定に基づき区域を次の1のとおり定め、同表の備考の2の規定に基づき時間を次の2とおり定め、同日から実施します。

平成13年3月30日

平成30年4月1日改正（豊中市告示第135号）

豊中市長 一色貞輝

1 区域

（1）第一種区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域

（2）第二種区域

都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2 時間

（1）昼間 午前6時から午後9時まで

（2）夜間 午後9時から翌日の午前6時まで